

第2回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和8年7月29日（水） 13時32分～15時13分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	千田委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、堀井委員
使用者代表委員	伊藤委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について (2) 兵庫県最低賃金の改正審議について (3) その他	
議 事 内 容	
○下風賃金指導官 それでは定刻となりました。委員の皆様におかれましては、昨日に引き続きお暑い中御出席いただきありがとうございます。本日は、倉本委員が御欠席で、三上委員は出席予定ですがまだ来られておりませんが定刻になりましたので始めさせていただきます。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を充たしておりますことを御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行を千田部会長、よろしくお願いいたします。 ○千田部会長 ただ今から、第2回兵庫県最低賃金専門部会を開会します。傍聴の皆様には、受付でお渡ししました遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いいたします。 それでは、議題（1）「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について」に入ります。はじめに事務局から説明をお願いします。 （三上委員、途中出席） ○安積賃金室長 はい。事務局より目安について御説明させていただきます。目安につきましては昨	

日夜、中央の審議会の方で目安が答申されました。

お配りしております資料「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）写」を御確認いただきたいと思います。

（以下、資料について説明）

なお、この目安に関しましては、中央の審議会の会長メッセージというところのビデオメッセージが今現在作成中ですので、もし後日できましたら、皆様にもどのような審議が行われた結果このようになったかという会長のメッセージを御確認いただけたと思いますので、明日以降の審議になりますが事務局の方で準備させていただきたいなと思っております。

事務局からは以上になります。

○千田部会長

ただ今の事務局からの説明について、何か御質問、確認事項はございますでしょうか。

○各委員

（特になし）

○千田部会長

それでは、議題（２）「兵庫県最低賃金の改正審議について」に入ります。

はじめに事務局から、配布資料について、説明をお願いします。

○安積賃金室長

お手元にお配りしております資料について簡単に御説明させていただきます。

資料としましては資料１、資料２ということで添付させていただいております。

直近の発表がありました資料１としましては、日本銀行神戸支店発表の「兵庫県金融経済概況」を資料の１頁目に掲載しております。

また、資料２として、３頁目に「家計調査報告」としまして総務省が５月分として発表されたものをこちらの方で提出させていただいております。

また御確認いただければと思います。以上となります。

○千田部会長

ただ今の資料説明について、何か質問、確認事項がございましたらお願いします。

ちょっと時間があつたほうが良いですか。

○各委員

（特になし）

○千田部会長

それでは、これから金額改正審議に入りたいと思います。

まず、金額改正審議に入っていく前に、基本的な考え方ともしも可能であれば金額提示について、労使それぞれからお伺いしたいと思います。

まず基本的な考え方及び金額提示について、労使それぞれ別室での打ち合わせ時間が必要でしょうか。

○堀井委員

お願いします。

○千田部会長

はい。使側も必要ですか。

○伊藤委員

では、お願いします。

○千田部会長

それでは、事務局において準備をお願いします。

○安積賃金室長

それでは事務局の方で御案内させていただきます。

(労使委員、それぞれ打ち合わせ)

○千田部会長

それではよろしいでしょうか。では、先に労働者側委員からお考えをお伺いしたいと思いますので、お願いします。どなたが御発言されますか。

○堀井委員

はい。労働者側を代表して堀井の方から考え方を述べたいと思います。

先程、この専門部会において目安が伝達され、Bランクについては56円の引上げが示されたということですが、併せて公益委員の見解を十分に参酌して地方最低賃金審議会における自主的な審議が強く期待されているということです。

ついては、公益委員の見解を十分に参酌して、自主性の発揮を強く意識して真摯に審議に臨むことを基本姿勢としたいというふうに考えております。

連合が発表しました、今年の春季生活闘争については3年連続の5%を超える賃上げが実現して、有期・短時間・契約等の労働者についても時給ベースで6.18%の引上げになったと発表されております。人材確保・定着のための人への投資が企業経営に不可欠となる中、この賃上げの流れを企業規模や雇用形態を問わず日本社会全体へ波

及させるうえで、最低賃金は重要な役割を果たしているということでもあります。

一方、厚生労働省が行っている毎月勤労統計調査では 2026 年の実質賃金はプラスで推移している。しかし、中東情勢やエネルギー価格の動向、秋以降の生活必需品等の値上げが指摘されるなど、実質賃金が再びマイナスに転じる懸念もあり、生活への厳しさは依然として続いているということでもあります。特に、最低賃金近傍でフルタイム就労する労働者の年収は、先日の意見陳述でも発言があったとおり、200 万円台前半に留まっており、安定した生活を送るには依然として厳しい水準にあります。こうした状況を踏まえれば、最低賃金は労働者が健康で文化的な生活を営み、労働力を再生産できる水準を確保するものでなければならない。このため、生活を支える最低賃金水準の確保が一層重要となっております。

また、兵庫県では地域間格差の是正を目指して着実に最低賃金を引き上げてきた経緯があり、その歩みを継続することが重要であります。さらに、賃金は上がるものという社会的な常識を定着させるためには、企業が適正な価格転嫁を進め、労務費を適切に反映させることが不可欠である。この考え方は、兵庫県政労使会議においても共有されており、物価上昇を上回る賃上げの定着と労務費等の適切な価格転嫁に取り組む共同メッセージが公表されております。

繰り返しますが、最低賃金近傍で働く方々の生活は、物価上昇により依然厳しい状況にあります。最低賃金法第 1 条の目的であります労働条件改善、生活安定、公正競争確保、国民経済の健全な発展の趣旨に沿って審議を尽くすべきであると考えております。

最後に、最低賃金法の趣旨に沿って、公労使それぞれの立場を尊重しながら、審議を重ね、兵庫県最低賃金について適切な結論を導いていきたいと考えております。

労働者側としては以上です。

○千田部会長

ありがとうございます。確認なんですが、金額提示について今日はされますか。

○堀井委員

次回でお願いします。

○千田部会長

はい。わかりました。まずは、考え方をお伺いするという形で。

次に、使用者側委員からも考え方をお願いします。

○伊藤委員

それでは、伊藤の方から使用者側の基本的な考え方を申し上げたいと思います。

兵庫県最低賃金は、令和 4 年度 960 円、令和 5 年度 1,001 円、令和 6 年度 1,052 円、令和 7 年度 1,116 円と、この数年、きわめて大幅な引上げが続いてまいりました。

労働者の生活向上の重要性については、使用者側としても十分理解しております。

しかしながら、県内の中小企業・小規模事業者においては、原材料費やエネルギー価格の上昇に加え、人件費負担も大きく増加しており、賃上げ原資の確保に苦慮する企業が少なくありません。

日本商工会議所の本年の調査では、20人以下の小規模企業において、業績改善を伴わない「防衛的な賃上げ」が66.3%と7割近くに達し、昨年から3.5ポイント増加しているという状況です。

賃上げの流れそのものは広がっている一方で、多くの企業が厳しい経営環境の中で対応を余儀なくされている現状も伺えます。

さらに、先行きについても、企業を取り巻く経営環境は決して楽観できる状況にはありません。

特に、本年度は中東情勢をはじめとする地政学リスクが高まっており、エネルギー価格や物流コストの動向について、多くの企業が強い懸念を抱いております。現在の中東情勢は、石油関連製品の価格高騰や入手困難といった問題に限らず、原材料価格全般や輸送コストなど幅広い分野に影響を及ぼしています。実際に県内企業からも、そうした懸念や苦境に関する声が寄せられており、将来のコスト見通しが立てにくい等、先行きを不安視する声が聞かれております。

最低賃金は、一度改定されれば企業経営に恒久的な影響を及ぼす制度であり、後戻りすることはできません。そのため、足下の経済指標だけでなく、こうした先行きの不透明要因についても十分踏まえながら議論を行う必要があると考えております。

そうした中、本年、政府は全国平均1,500円という目標について、従来の「2020年代」から「2030年代前半のできる限り早期」へと達成時期の見直しを行いました。最低賃金引上げの方向性は維持しつつも、経済実態や企業の支払能力を踏まえながら進める必要性が改めて認識されたものと受けとめております。

また、本年6月23日に中央最低賃金審議会です承された「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」では、昨年度、39道府県で目安額を上回る答申が行われ、その内11県では10円以上を上回る引上げとなったことを踏まえ、改めて最低賃金法第9条第2項に定める法定3要素に基づく丁寧な審議の重要性が確認されております。

具体的には「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」の3要素を総合的に勘案して決定すべきである、と再確認されております。

私どもも、この考え方に強く賛同するものであります。

最低賃金は、労働者の生活を支える重要な制度である一方で、企業の事業継続と雇用の維持によって支えられる制度でもあります。

使用者側としては、兵庫県の実態を示す客観的なデータ等に基づき、法定3要素を総合的に勘案しながら、兵庫県の労働者と事業者の双方にとって納得感のある結論を導き出せるよう、真摯に議論を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○千田部会長

はい。ただいま、労使それぞれから基本的な考え方をお伺いしましたが、それぞれのお考えの表明に関して御質問、補足等はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○千田部会長

少し、御発言いただいたところを整理すると、労側のお考えとしては、中央の公益委員の見解を踏まえて、兵庫県の最低賃金を決めていく上での自主性を発揮した議論を真摯にしていきたいという基本的な方針を出発点として春闘の結果であるとか現況の物価の実情なんかも踏まえつつ考えていきたいと。少しずつ景気が良くなっている、あるいは実質賃金自体は上がっていている傾向が示される一方で、中東情勢を踏まえると今後実質賃金が低下していくことも予想される。そうすると労働者の健康で文化的な生活の維持、あるいは雇用確保あるいは適切な競争の維持みたいなところを踏まえていく中で兵庫県ではこれまで地域間格差を埋めるべく継続的に最賃を公労使で引き上げる努力をしてきた経緯がある。また兵庫県の政労使会議の声明であるとか、総合的に勘案して今後も公労使を通じた真摯な議論をしていきたいという考え方をお伺いしました。

使側からのお考えとしては、この数年での兵庫県の最低賃金の大幅な引上げの事実を踏まえると、特に中小企業においては原材料費の高騰、あるいは賃上げに伴う人件費が継続的に上昇しているという流れの中で賃上げ分の原資の確保をしていくことに非常に厳しい限界を感じる企業が増えてきている。特に20人以下の中小の企業においては70%近くが防衛的な賃上げを対応せざるを得ないという状況である。今後のことを考えた時にも中東情勢のことや、それ以外のことも含めて先行きが非常に不透明でエネルギー価格や物流コストなんかも非常に経営を圧迫している状況である。政府目標としても全国平均1,500円の達成時期を実質的に後ろ倒しにするというふうな方針の変化がある中であっても賃上げを継続的に実現していくことの必要性を認識しながら現実的な引上げを議論していかなければならない。法定3要素を勘案しながら兵庫県の地方の実情をきちんとしたデータを踏まえて議論をしていきたいという基本的なお考えをお伺いしたと理解しております。それを踏まえまして、金額提示は労側の方からは今日はされないということですが、使側も今日の時点ではされないということですか。

○伊藤委員

はい。

○千田部会長

わかりました。

では、ただ今、労使双方から基本的な考え方について、意見表明をいただきましたが、今後の審議を円滑に進める観点、さらに、労使それぞれの金額改正審議にあたっての具体的な考え方や方針等をこの機会に、公労、公使の2者間協議の場において、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

まず、公労、公使の順番で、一度、協議を行いたいと思いますので、事務局は別室への案内をお願いします。

(公益と労働者側で協議、その後公益と使用者側で協議)

○千田部会長

それでは、三者での審議を再開いたします。

公労、公使協議の場におきまして、労使それぞれから、今後の金額改正審議にあたっての具体的な考え方等をお伺いしました。現時点におきましては、公益各委員におきまして、労使委員の考え方を共通認識として確認をさせていただきました。

本日の段階では金額提示はなされておきませんので、明日の審議において可能であれば金額提示を行っていただきたいというお話をさせていただきました。

ですので、本日の金額審議としてはここまでとし、次回に持ち越したいと思います。

それでは、公益側委員としまして、公労、公使でそれぞれお話した内容等につきまして、先程説明してしまったのですが簡単に概要を御説明させていただきます。

労側のお考えとしては、公労使の真摯な議論を通じて兵庫県における自主性を発揮した議論をしていく。その中で春闘の結果であるとか、昨今の現実的な賃上げの状況を踏まえた形でそれを最賃近傍で働く人たちに波及させていきたい。その中であらためて金額審議を行っていきたい。

特に兵庫県はこれまで継続的に最賃の議論の中で地域間格差をできるだけ埋めていくという観点を持ちつつ、現実的に少しずつ地域間格差を埋めるような最賃の引上げを努力してやってきた。今年度においてもそういった考え方のもとで議論をしていきたいというお話をお伺いしました。

使側としても、先程と重複するかもしれませんが、最低賃金を引き上げていくということ自体の必要性の認識は当然持っている。その中で、ただし先行きが非常に不透明な現状の中で数値的根拠というものをベースとして実質的な議論を進めていきたいという基本方針をお伺いいたしましたというところです。

概要としては以上ですが、労使各委員から何か補足等はございますか。

○各委員

(特になし)

○千田部会長

それでは、最後の議題「その他」ですが、事務局から今後の審議日程等について説明をお願いします。

○安積賃金室長

今後の専門部会の開催予定について御説明させていただきます。

次回、第3回目の専門部会につきましては、明日、7月30日（木）午前10時から、場所は同じこちらで開催させていただきたいと思います。

専門部会委員の皆様におかれましては、連日の審議となり御負担をお掛けいたしますが何卒よろしくお願いいたします。

なお、傍聴申し込みにつきましては、この後、担当から引き続き御説明させていただきます。

○下風賃金指導官

今後の最低賃金専門部会での傍聴の手続き方法についてですが、昨日の専門部会でも御説明させていただいているので、簡単に御説明させていただきます。

短期間にほぼ連日の開催となることから、本審のように事前に一定期間の傍聴申し込み期間を設けての受付、通知までを行うことができません。

明日からの3回目以降の専門部会につきましては、開催予定日時をホームページに掲載することにより一括で御案内させていただくことといたします。

今のところ、第3回目を7月30日（木）、第4回目を8月3日（月）、第5回目を8月4日（火）の、いずれも午前10時から開催する予定としています。

ただし、開催日、開催時刻については、部会の進行状況等により、急遽、中止、変更になることがありますので、十分御了解の上、適宜、ホームページを御確認いただき御来場いただきたいと思います。

具体的な傍聴手続きについてですが、本日と同様、開催時刻の30分前までに直接事務局に受付に来ていただいて申し込みをしていただき、希望者が多い場合はその場で抽選を行う形式といたします。希望者が多く、抽選を行った場合は、落選された方及び抽選後の来場者については傍聴不可とさせていただきます。

ただし、30分前の受付締め切り時刻を過ぎても、希望者が少なく、傍聴席にも余裕がある場合についてのみ、部会開始の10分前までは、定員に達するまで先着順にて傍聴の受付を行うことといたします。

この手続き内容につきましては、ホームページに掲載する開催通知にも記載を予定していますので、詳細につきましてはそちらを御確認ください。

休会時や待機中に退席等される事も可能ですので、その際は事務局に必ずお声がけいただくようお願いいたします。事務局からは以上です。

○千田部会長

事務局から次回専門部会の開催予定等について説明がありました。何か御質問等は

ございますか。

○各委員
(特になし)

○千田部会長

それでは、明日も引き続いて専門部会を開催し、労使の考え方の調整を図りながら審議を行っていくことにしたいと思います。労使それぞれの委員の皆様におかれましては、明日までに考えをよく整理しておいていただくようお願いいたします。最後に事務局から何かありますでしょうか。

○安積賃金室長
特にございません。

○千田部会長

では、この専門部会での本日の議題については審議を終えましたので、これで終了とさせていただきます。

委員の皆様、御審議お疲れ様でした。ありがとうございます。

千田 直毅

堀井 説也

伊藤 敦